

斯様を次第で本月從業員の給料は罷業に依る缺勤扱と罷業中止後給料は謂ふ（保留）に依つて支給されず故に今迄の給料の約六割を支給されたのみであります
就而貴様に對して誠に御迷惑とは存ますか同僚の家賃の問題に付きまして何れ紛争の解決を俟つて御支拂致しますが九月分の家賃は如何共難致、誠に申兼る次第で有りますか右事情御了解の上何卒御宥恕下さる様伏して御願致す次第で有ります

昭和九年九月二十九日

東京交通労働組合

自動車部新宿支部

啟

別記(一) 請求書

今回ク市電整理渠は全従業員の生活を根本的に破壊し餓死を強要するのみならず又斯かる無謀者の整理渠に依つて士氣局は絶対に更生されまいとは至ら我々既に罷業次第に依り當局にその撤回と迫り今日満期請停委員会によつて渠は検討されつあるが整理渠が許すべからざるものである以上断じて承認しえ能けざる所である我々は當局に渠を撤回せしめに於ては再度總罷業次第を決意してゐる市長は窓下の紛糾せし事態を收拾し全市民並従業員の不安を掃除する為め即時渠を撤回せよ大市長於て渠能はとせば即時司責

辞職し其の責を明らかに下すことを右要求す

昭和九年九月二十九日

東京文通労働組合議團
東京市長太郎破

別記(二) 勸告文

市電從業員に対する整理渠は
一、何等市電更生に役立たざること
二、極端苛酷に過ぎた値下げであること
三、勤務加算の退職手当制度の精神を根本から覆へしめて一派勤労大衆に及ぼす弊害甚大なること
等の諸弊に依り極めて不適にして渠事務官の翻譯取扱へきものであつた事は興論大勢を示す前よりありすがに從業員側は大義名分七郎し罷業を中止して向